

公益財団法人大田区スポーツ協会役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人大田区スポーツ協会（以下「本協会」という。）の定款第14条及び第28条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第11条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条13号で定める報酬、賞与其他職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。
- (7) 大田区職員とは、区長、副区長及び地方公務員法第3条第2項に規定する職員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 職務遂行の対価として、役員及び評議員に報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員のうち、本協会の職員と兼務する者には、財団法人大田区スポーツ協会職員の給与に関する規程に基づき、本協会の職員として給与を支給するものとし、第1項の報酬は支給しない。
- 3 常勤役員のうち、本協会の職員と兼務し、なおかつ大田区から派遣されている者は、大田区職員の給与に関する条例に基づき給与が支給されるので、第1項の報酬は支給しない。
- 4 非常勤役員及び評議員の報酬は、非常勤役員等報酬表（別表第1）に基づき、日額をもって報酬を支給する
- 5 大田区職員である非常勤役員及び評議員には前項の報酬を支給しない。
- 6 評議員に支払う報酬総額は、単年度あたり50万円を超えてはならない。

(費用の弁償)

第4条 役員及び評議員が、その職務遂行に当たって負担した費用は、役員及び評議員日額旅費支給表（別表第2）に基づき、交通費相当額を日額旅費として支給する。

- 2 費用を負担した役員及び評議員は、遅滞なく弁償を受ける費用の請求を行うものとする。
- 3 請求を受けた弁償すべき費用は、遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

- 4 役員及び評議員が、本協会の評議員会及び理事会に出席した時は、役員及び評議員日額旅費支給表（別表第2）に基づき、交通費相当額を日額旅費として支給する。ただし、常勤役員及び大田区職員には日額旅費を支給しない。

（公表）

第5条 この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（規程の改廃）

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

（補則）

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を経て理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人大田区スポーツ協会の設立登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

付 則

この規程の改正は、平成29年5月26日から施行する。

（平成29年5月26日 評議員会決定）

付 則

この規程の改正は、平成31年5月1日から施行する。

（平成31年3月27日 理事会決議（公財）大田区体育協会の規程における法人名称の変更に関する規則による）

別表 第1（第3条第1項、第4項関係）

非常勤役員及び評議員報酬表

支給対象	日 額 (円)
理事長	20,000
理事長以外の非常勤役員及び評議員 (学識経験者)	10,000
理事長以外の非常勤役員及び評議員 (学識経験者以外)	5,000

別表 第2（第4条第1項、第4項関係）

日額旅費支給表

支給対象	日額 (円)
非常勤役員及び評議員	3,000